

看護師・准看護師・助産師・保健師・薬剤師・理学療法士

作業療法士・言語聴覚士のみなさん

あなたの力を貸してください！

南海トラフ地震等の大規模災害時には同時に県内全域で多数の負傷者が発生し、あわせて津波による道路網の寸断、医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響により提供できる医療にも一定の制約が発生することが想定されます。このことから災害時には、地域の医療施設や医療従事者が総力戦で医療救護活動にあたる必要があります。

そこで須崎市では、平成28年度より災害時の医療救護活動に従事する医療従事者の事前登録制度を開始しました。事前に登録いただくことで、災害時に速やかな医療救護活動を行うことができ、身近な人の命を助けることにつながります。

登録の流れ

- ①申請用紙に各資格の免許証（写）を添えて須崎市健康推進課へ登録の申請。
- ②市は申請者に登録証を交付するとともに、登録台帳へ登録。

※災害発生時には、自分や家族の安全を確保した後、医療救護所、救護病院、地域の避難所等で登録証を携帯のうえ、医療救護活動に従事していただきます。

登録していただくこと

- ・医療救護活動に関する知識の向上のため、必要な情報及び研修等の機会を提供します。
- ・医療救護活動中の事故等については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の範囲内で補償します。
- ・医療救護活動に3時間を超えて従事した場合は、1回あたり2,000円の報償金を支給します（金額は平成28年6月時点のもので変更になる場合もあります）。

※現在、医療職として従事されていなくてもかまいません。災害時にできる範囲で救護活動への協力をお願いします。

※病院等へ勤務されている方も、勤務先が被災して再開するまでの間や、道路網の寸断により勤務先へ行けない場合に、お近くの医療救護所等での救護活動に協力していただきたく登録をお願いします（市内の医療機関へ勤務されている市外在住の方も登録をお願いします）。

問合せ先 須崎市健康推進課 電話 42-1280 FAX42-1245